

川崎市社会教育委員の委嘱等について

選出区分	委 嘱 者		現 委 員 名	
	委嘱期間	氏名	氏名	現職
1号 (市内に設置された学校の長)	平成26年7月 1日から 平成28年4月30日まで		すずき しんいちろう 鈴木 信 一 郎	市立土橋小学校長
			おおつか かずこ 大 塚 和 子	市立住吉中学校長
			えんどう ひさえ 遠 藤 久 恵	市立高津高等学校長
2号 (市内の社会教育関係団体等から推薦)		いとうともみ 伊藤 ともみ	おぼらりょう 小 原 良	市PTA連絡協議会会長
		市PTA連絡協議会副会長	かどくらしんじ 門 倉 慎 児	川崎地域連合議長代行
			しろたにまもる 城 谷 護	市総合文化団体連絡会理事
			さくらいよしはる 櫻 井 康 治	公益財団法人市スポーツ協会 事業・企画課長
			いわさきかよこ 岩 崎 香 代 子	市地域女性連絡協議会副会長
			やまだよしたか 山 田 義 孝	市全町内会連合会理事
			まちだまさふみ 町 田 順 文	公益財団法人市幼稚園協会理事
		よしいいさむ 吉 井 勇	市青少年育成連盟副理事長	

選出区分	委 嘱 者・任 命 者		現 委 員 名	
	委嘱期間	氏 名	氏 名	現 職
3号 (市内在住の 社会教育に関 する経験を有 する市民)	平成26年7月 1日から 平成28年4月30日まで		あいざわ みちこ 相 澤 ミチ子	市民委員
			しわざわ せいこ 篠 澤 惺 子	市民委員
4号 (学識経験者)			う え だ ゆ き お 上 田 幸 夫	日本体育大学体育学部教授
			に し や ま た く 西 山 拓	NPO法人 かわさき市民アカデミー事務局員
			ど う ま え ま さ し 堂 前 雅 史	和光大学現代人間学部教授
			く と う み つ よ 久 東 光 代	日本女子大学人間社会学部准教授
			ひ ら か わ け い こ 平 川 景 子	明治大学文学部准教授
5号 (市内の家庭 教育の向上に 資する活動を行 う者)			あ り き た い く こ 有 北 い く こ	NPO法人 ままとんきっず代表
			お く だ い ら と お る 奥 平 亨	NPO法人 ファザーリングジャパン理事

関連法規

●社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

●川崎市社会教育委員条例(抜粋)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により川崎市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●川崎市社会教育委員会議規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者